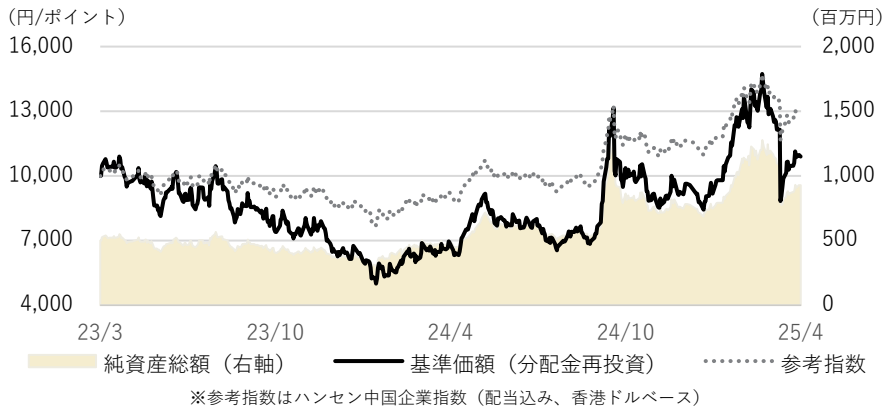


## 基準価額・純資産総額の推移



|                | 当月末    | 前月末比   |
|----------------|--------|--------|
| 基準価額（分配金込み）（円） | 10,902 | -1,856 |
| 純資産総額（百万円）     | 928    | -237   |

## 資産構成

|             | 組入比率（％） |
|-------------|---------|
| 株式          | 199.9   |
| 現物          | -       |
| 先物          | 199.9   |
| その他資産       | 100.0   |
| 公社債         | 21.5    |
| コール・ローン、その他 | 78.5    |

## 分配実績 | 課税前、1万口当たり

| 決算年月日     | 分配金（円） |
|-----------|--------|
| 2025/1/29 | 0      |
| 2024/1/29 | 0      |
| -         | -      |
| -         | -      |
| -         | -      |
| 設定来合計     | 0      |

## 騰落率（％）

|     | ファンド   | 参考指数  |
|-----|--------|-------|
| 1ヵ月 | -14.55 | -6.05 |
| 3ヵ月 | 11.28  | 9.56  |
| 6ヵ月 | 11.42  | 11.69 |
| 1年  | 45.15  | 34.11 |
| 3年  | -      | -     |
| 5年  | -      | -     |
| 設定来 | 9.02   | 29.64 |

基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。| 基準価額は分配金（課税前）を再投資したものとして計算しており、分配金があった場合は実際の基準価額とは異なります。また、実際のファンドにおいては、課税の条件によってお客様ごとに値は異なります。| 参考指数は現地3/28終値を10,000として指数化したものです。| 上記実績は過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。| 月中に分配があった場合の基準日の基準価額は、分配金込みです。| 資産構成比率は純資産総額に対する比率です。また、コール・ローン等、その他には未収金、未払金等が含まれます。| 運用状況によっては、分配金が変わる場合、あるいは支払われない場合があります。| 参考指数の設定来騰落率は、3/28終値を基準として算出しております。

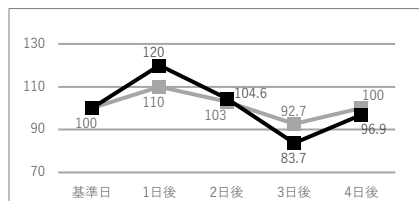
## 基準価額の値動きについて

基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度となるのは前日と比較した場合であり、2日以上離れた日との比較では通常2倍程度とはなりません。

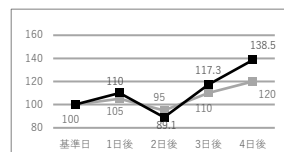
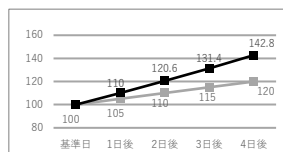
（※株価指数先物の価格の変化に伴い、ファンドの純資産総額に対する株価指数先物取引の買建総額の比率が変化することにより起きます。）

株式市場が上昇・下落を繰り返した場合、基準価額は押し下げられる傾向となります。

したがって、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。



株式市場が上昇・下落を繰り返しながら推移した場合、4日後に市場が100に戻ったとしても、ファンドの投資成果は96.9と、100から劣後しています。



株式市場が上昇を続けた場合と上昇・下落を繰り返しながら上昇した場合（上段）、ならびに、下落を続けた場合と上昇下落を繰り返しながら下落した場合（下段）、いずれにおいても、上昇・下落を繰り返して推移した場合の方が投資成果が劣後しています。

※日々の基準価額の値動きが株式市場の値動きの2倍程度となる運用目標を

達成できた場合を前提としています。

※株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を説明するための

計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

■ファンドの特色等（交付目論見書）

<https://www.ja-asset.co.jp/fund/140855/pdf/koutline140855.pdf>

お申込み・解約・償還、税制に関する事項等については、上記リンク先「お申込みメモ」および「ファンドの費用と税金」をご覧ください。

■運用情報・投資シミュレーション等

<https://toushin-lib.fwg.ne.jp/FdsWeb/FDST030000?isinCd=JP90C000PB68>

■マーケット情報

<https://www.ja-asset.co.jp/market/index.html>

■設定・運用 販売会社等についてのお問い合わせ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第372号 / 一般社団法人 投資信託協会会員 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会会員

ホームページ | <https://www.ja-asset.co.jp/> フリーダイヤル | 0120-439-244（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象とし、株価指数先物取引を主要取引対象とするため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」（一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。特に、新興国の株式および株価指数先物取引は、先進国の株式および株価指数先物取引と比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。当ファンドは、株価指数先物取引の買建玉の時価合計額が投資信託財産の純資産総額の2倍程度となるように買建てを行うため、株式市場が下落（上昇）した場合には、通常のインデックスファンドに比べ当ファンドの基準価額が大きく下落（上昇）する要因となります。）、「為替変動リスク」（組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。）、「カントリーリスク」（一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。）、「目標とする投資成果が達成できないリスク」（当ファンドは、基準価額の値動きが中国株式市場の値動きの2倍程度となる投資成果を目指しますが、主として株式市場と株価指数先物市場の値動きの差、株価指数先物取引の約定価格と終値の差、株価指数先物取引のロールオーバーに伴う限月間の価格差、為替変動による株価指数先物取引の買建ての円換算額と目標とする額との差、設定・解約による運用資金の大幅な増減、取引コスト、信託報酬等の要因から、目標とする投資成果が達成できない場合があります。）などがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。  
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じた額です。<br>ご購入時の手数料率の上限は2.2%（税抜2.00%）です。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.20%を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。                                |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用（信託報酬） | 毎日、純資産総額に年0.88%（税抜0.80%）を乗じた額を計上します。<br>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。                              |
| その他の費用・手数料   | 監査費用は、毎日、純資産総額に年0.0033%（税抜0.003%）を乗じた額を計上します。<br>毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。                                      |
|              | 有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等は、その都度信託財産中から支払われます。<br>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※ファンドの費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## 留意事項

当資料は、農林中金全連アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）がファンドの情報提供を目的に作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は当社が信頼できると判断したデータ等により作成しましたが、その正確性、完全性等を保証するものではなく、また事前の通知なしに内容を変更する場合があります。投資信託は預貯金や保険商品とは異なり、預金（貯金）保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。ご購入の際は、販売会社よりご提供する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

ハンセン中国企業指数（以下「本指数」といいます。）は、HANG SENG DATA SERVICES LIMITED（以下「HSDS」といいます。）からライセンスを得たHANG SENG INDEXES COMPANY LIMITED（以下「HSIL」といいます。）により算出および公表されています。本指数の標章および名称は、HSDSが独占的に所有しています。HSILおよびHSDSは、委託会社が本指数ファンドに関連して本指数を使用することおよび参照することに同意していますが、HSILおよびHSDSは、商品のブローカーもしくは保有者またはその他の者に対し、（i）本指数およびその算定またはそれに関連する情報の正確性または完全性、または（ii）本指数、本指数構成銘柄または本指数に含まれるデータの目的適合性もしくは適当性、または（iii）本指数、本指数構成銘柄または本指数に含まれるデータをいかなる目的のためであれ、ある者が使用したことにより結果を得ることにつき、保証、表明または確約するものではなく、本指数に関していかなる種類の保証、表明または確約を明示的にも暗示的にも行うものではありません。本指数の算定および編集の手順および基準ならびに関係する一または複数の計算式、構成銘柄および構成要素は、HSILにより通知なしに変更または修正されることがあります。適用法令により許容される範囲で、（i）商品に関連して委託会社がハンセン指数を使用したことおよび／もしくは参照したことに関して、または（ii）HSILによる本指数の算定における不正確性、欠落、過誤もしくは誤謬に対し、または（iii）第三者から提供される本指数の算定に関連して使用される情報の不正確性、欠落、過誤、誤謬もしくは不完全性に対し、または（iv）上記のいずれかの結果、商品のブローカーもしくは保有者または商品を取り扱うその他の者が直接または間接的に被る可能性のある経済的またはその他の損失に対し、HSILまたはHSDSは何らの責任または債務を負うものではなく、また、ブローカー、保有者または商品を取り扱うその他の者は、いかなる方法でも商品に関連してHSILおよび／またはHSDSに対して請求、訴訟または法的手続きを行うことはできません。したがって、ブローカー、保有者または商品を取り扱うその他の者は、かかる免責条項を十分に認識した上で商品を取り扱うものとし、HSILおよびHSDSに依拠することはできません。疑義を避けるために付言すると、かかる免責条項により、ブローカー、保有者またはその他の者とHSILおよび／またはHSDSとの間に契約上のまたは準契約上の関係が生じるものではなく、また、かかる関係が生じたと解してはなりません。

取扱い販売会社情報一覧表

※ 販売会社は今後変更となる場合、また、下記以外にもお取り扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、販売会社によっては、新規のお申し込みを停止している場合もあります。  
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 商号                                      | 登録番号等    |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品取引業協会 | 備考 |
|-----------------------------------------|----------|------------------|---------|---------------------|---------------------|----------------------------|----|
| 株式会社 S B I 証券                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                   |                            |    |
| 楽天証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                          |    |
| マネックス証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                          |    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                   |                            |    |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                     |                     |                            |    |
| 松井証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                     | ○                   |                            |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                   | ○                   | ○                          |    |
| moomoo証券株式会社                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○                   |                     |                            |    |